

吹田市告示第 64 号

建築基準法第 7 条の 3 の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の工程（以下「特定工程」という。）及び同条第 6 項に規定する特定工程後の工程（特定行政庁が同条第 1 項第 2 号の指定と併せて指定するものに限る。以下同じ。）を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

平成 20 年 2 月 26 日

吹田市長 阪 口 善 雄

記

1 中間検査を行う区域

吹田市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの

- （1） 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの
- （2） （1）の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの

3 指定する特定工程

（1） 基礎工事に関する特定工程

2 に規定する建築物のうち、法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。）については、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とする。ただし、基礎の配筋工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

（2） 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程

とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
3	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平家建ての建築物については、建方工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

2に規定する建築物のうち、法第68条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）については、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）

3	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	3の(2)の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

5 適用関係

- (1) この告示は、平成20年4月1日以後に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する指定確認検査機関の確認を受けるための書類を提出する建築物並びに法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をする建築物について適用する。
- (2) 2で規定する建築物のうち、法第85条の適用を受ける建築物は、この告示の規定は適用しない。
- (3) 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、3で規定する特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分については、この告示の規定は適用しない。